



2022年1月6日  
全国港湾21 発第55号

一般社団法人 日本長距離フェリー協会  
会 長 尾 本 直 俊 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 柏 木 公 廣



## フェリーに関する「確認書」の遵守の確認について

貴職におかれましては、益々のご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃からの港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、周知の通り昨年7月に東京九州フェリー(株)が新門司港/横須賀新港ふ頭間に新規フェリー航路を開設させました。このことによって、既存のRO/RO船や鯖船が就航できなくなり、新たに雇用と職域を巡って深刻な事態が生起しております。本件を前向きに解決するためには、フェリー確認書(1975年4月2日付)の主旨に基づくフェリー交渉を先行すべきと考えるものです。

以上の立場から、本来、貴協会との対面での協議を求めたいところですが、コロナ禍の事情もあり、この文書によって要請を行うこととしました。

当連合会と貴協会並びに(一社)日本港運協会とは、フェリー確認書を締結しております。したがって、東京九州フェリー(株)においても、同「確認書」の主旨を遵守するよう御確認頂き、文書にて回答されることを要請します。また、その際、下記の事項について、再確認いただくよう求めます。

### 記

1. 「確認書」1項に関わって、業域・職域の確認(船社・港運事業者の業域、港湾労働者の職域)を行うこと。

なお、当面する、いすゞ社の完成車輸送、並びにPCC船の再寄港への対応として、港湾労働者の雇用・職域確保について協議のうえ、その合意事項を協定化すること。

2. 「確認書」の主旨を尊重すると共に、フェリーと商船が「共存」することの見通しに立って、事業の棲み分けなどを十分に考慮され、港運事業者の起用について努力すること。

3. 横須賀新港ふ頭の使用に当たっては、港運事業者と港湾労働者の業務及び就労、並びに安全を確保すること。具体的には、次の点に留意し早急な対応を図ること。

(1) 防舷材の存在が、一般商船の着岸と荷役の障害となり、結果として既存の港湾労働者の雇用・職域確保について大きく阻害しているため、直ちに、撤去・移行されたい。

(2) フェリーターミナル・車路・フェリー用駐車場によって、PCC船に積み込む車輛蔵置施設(スペース)を狭める結果となっています。この事もまた作業量と作業効率を制限し、既存の港湾労働者の雇用・職域に大きく影響していることから、これらを移動・移行してPCC船(実績は月間5,000台)の作業スペースを確保されたい。

以 上

(写) 一般社団法人 日本港運協会